

コロナ禍を契機とした遠隔教育の可能性と課題

—アンケート調査、並びに先進校への聞き取りをもとにした考察—

Possibility and challenges of distance education triggered by the corona disaster
— Through some case studies —

岡崎 裕

OKAZAKI Yutaka

(和歌山大学大学院教育学研究科教職開発専攻)

受理日 令和3年1月31日

抄録：令和2年、前年の末に中国武漢で確認された新型コロナウイルスによる感染症が世界的に猛威を振り、以来、社会・経済のあらゆる面において甚大な影響を与えている。公教育においてもそれは例外ではなく、教育行政をはじめ各学校においても、その運営自体にも大きな支障をきたした。ただ、そうした出来事を単に「災厄」としてのみ捉えるのではなく、発展に向けた一つの糧としていかに有効に位置付けてゆくかが、今後（ポストコロナ）の課題となる。このような視点から本稿では、コロナ対策として緊急的に展開された「遠隔授業」の実態に着目し、教育行政、小学校、中学校、大学におけるこの間の具体的な動きと、そこから見える可能性について検討を行い、今後の考察に向けた端緒とする。

キーワード：コロナ禍、遠隔教育、ケーススタディ

1. はじめに

2019年に中国武漢市において公式に報告され、後に“COVID-19”と命名されるウイルスによって引き起こされる新型肺炎は、年を跨いで翌2020年、我が国では「新型コロナウイルス感染症」と命名され、世界中のありとあらゆる地域と分野を巻き込んだ巨大な災害となった。

2020年初冬の現在、原稿執筆時においても波動的な感染の勢いは止むことなく続き、次年度事業に向けた行政的展望も未だ見定めることが出来ないでいる。こうした状況の中で、「コロナ禍の…」あるいは「コロナ後の…」を語ることは些か時期尚早の感があり、この段階における検証や考察については、それが十分な知見に至るとは思えない。

とはいえ、今や初等・中等・特別支援の各学校が（十分な感染対策を図りながら）その教育活動を再開し、社会経済的にも「コロナ後」を見据えた諸活動が始まる中で、現状を整理し、不十分なまでも「その後」に向けた展望を示すことには、やはり一定の意義があるとも考える。なかでも緊急対応施策の一つとして示される「遠隔授業」については、近年「GIGA スクール

構想」として一定の論議が進んでおり、将来的な学校教育のあり方として確認しておくべき価値は高い。

そこで本稿においては、現在のコロナ禍を契機として一躍広くクローズアップされることになった、この「遠隔教育」について、主に学校現場から見ることできた成果と課題に関して一定のケーススタディを試み、今後の研究に向けた覚え書きとしたい。

2. 学校の臨時休業について

2020年1月から2月にかけて、我が国における新型コロナウイルスによる感染拡大の状況は目まぐるしく展開した。前年12月の武漢市における発症確認とその後の感染拡大から都市封鎖とこれに続く国境封鎖。我が国においては1月の末に、外国人観光客を乗せた観光バスの運転手の方が感染し、2月に入って横浜に入港したクルーズ船内で大規模な集団感染が発生してからは、全国各地において感染が拡大、同月27日には政府の対策会議の場で内閣総理大臣によって、全国の初等・中等学校を臨時休業とする考えが示された。

文部科学省による公式の対応としては、翌2月28日、

「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）（元文科初第1585号）」が発出され、ここにおいて小中高、及び特別支援学校、並びに高等課程を持つ専修学校に対し、3月2日からの一斉休業が求められた。その後、3月24日、例年であれば概ね春の長期休業に入る時期に至り、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の発出によって、保健衛生面での感染症対策に関する方針がまとめて示される一方、ここにおいて「今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかつたことによって、学習に著しい遅れが生じることはないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮すること」として、4月新年度からの学校再開を想定した指針が示された。ただ、感染状況による地域ごとの差はあるものの、都道府県レベルにおける実際の学校再開は概ね5月の後半から6月初旬にかけてのことであり、その間の約3ヶ月間は、過去に例を見ない、学校教育にとつてのまさに「失われた時間」となったのである。

3. 文部科学省による指示と学校現場の対応

文部科学省から学校現場（都道府県教育委員会宛）に対する主な通知や指示事項については、「休業」に関するものだけを見ても、2月18日の「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」に始まり、5月1日「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」に至るまで実に矢継ぎ早に発信され、これらの他にも、物理的な感染症対策に特化した保険衛生関連の指示・通知、クラブ活動や修学旅行等の活動に関するもの、また教材等を含む学習支援に関するものや特別支援教育、幼稚園での教育活動に関するものなど、新型コロナ関連の指示・通知は数多く発せられており、そうした傾向は半年以上経た現在でも継続している。こうした一連の指示事項は、多くの学校現場にとって、また恐らく文部科学省にとつても、過去に経験のない緊急事態であり、発信と受信、双方にとって葛藤と混乱の中で展開したことが窺える。ここでその一部を確認しておく。

まず学校現場にとって、最も大きなインパクトとともに発せられた2月28日の休業要請通知から見ていきたい。

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別

支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条（同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。）に基づく臨時休業を行うようお願いします。

この通知により、小中高及び特別支援学校では原則的に当面の休業措置が求められることとなる。ただ一方、続く下記の文言により現場としての判断は難しくなる。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

ここに見られるように、学校の休業に関しては本質的に「強制」ではなく、最終的な判断について各自治体や学校の設置者に委ねられているところがある。このことについては、令和2年4月17日に3度目の改訂版として示された「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」にも明示されている。当該通知においては、まず「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」として、実際に学校内で感染者が確認された場合の対応について以下のように示している。

（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。この際、学校医等ともよく連携してください。この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。

ここに言う「個別の事情」の具体例として、同通知では、ア) 学校内における活動の態様、イ) 接触者の多寡、ウ) 地域における感染拡大の状況、エ) 感染経路の明否などを挙げており、結果的には個々のケースごとに、それぞれの学校（あるいはその設置者）による判断に委ねる形となっている。

学校内に感染者がいない場合については、「時差登

校」や「分散登校」など学校運営上の工夫について検討を求める一方、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を受けた形で、「地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請する」事も考えられるとして、やはりここでも自治体や学校の設置者に判断を委ねている。

実際のところ、僻地に所在するなど特別な状況にある学校を除き、この通知によって結果的に全国の多くの学校が休業状態に入ることとなった。混乱する現場教職員に対して発せられた、3月19日「文部科学大臣メッセージ」を挟み、年度末も迫った3月24日、文部科学省では春休み明け、新年度からの再開を視野に入れた「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」を発することになる。ただ、ここにおける期待も虚しく、最終的に多くの学校が再開を果たすのは、同年5月末から6月初旬にかけてのことであった。

4. コロナ禍に対する現場の対応～遠隔授業の試み

前節において見てきたように、今年度においてはその当初からの「休業」という、極めて異例の対応が行われてきたわけであるが、この「休業」期間中において、学校の教育活動が完全に滞っていたわけでは、もちろんない。先にも示した「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」では、「2. 学習指導に関すること」として、(1) 家庭学習について、(2) 登校日の設定について、(3) その他の指導の工夫について、の3項目について、学習機会の保障に関する具体的手立てを示している。

まず、休業期間中の学校教育活動に関する総論として、「(1) 家庭学習について」においては次のように示している。

「臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるのではないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じること。」

ここでは、児童・生徒が学校に登校できないことによって生じ得る不利益を補うことを目的とした教育活動を、従来の紙教材、映像教材、オンライン教材等の手段により、本来の学校から離れた遠隔地（概ね在宅）において実践することを求めている。憲法上の学習権

を保障するにあたって、行政施策としては適切な方向性であると考えられる。ただ実際のところ、こうした指示を受けた学校現場として、「オンライン教材」や、さらには「同時双方向型のオンライン指導」等と言われても、かなりの唐突感を持って受け止められたことは想像に難くない。後述するが、ここに至るまでの「遠隔教育」に関する（学術的）議論が文部科学省内において「GIGA スクール構想」として一定程度進んでいたことは事実ではあるが、これが一般的な学校現場において充分認知されていたかと言えば、残念ながらその水準に達していなかった事もまた事実である。こうしたことから、一部の私立学校や研究指定校など、ある種特別な環境にある学校以外では、やはり「紙の教材やテレビ放送等を活用した学習」によって、臨時休業中の教育を担保する他に道はなかったのである。

ここで、実際にこうした事態に直面した学校からの聞き取りをもとに、学校現場の状況について検証してみたい。

4.1. A 小学校の事例

近畿圏内に所在する A 小学校は中規模都市の市街地に立地し、各学年2～3クラスで全校児童数500人弱のごく一般的な公立小学校である。今回の休業要請を受けその対応にあたって、先の通知に基づいて校内でも検討を重ね、結果的に「紙の教材」に基づく自宅学習の指示と、定期的な分散登校を実施した。直接聞き取りを行った他の公立小学校においても、概ね同様の対応であったとのことで、今後一定の統計的調査は進むと思われるが、一般的には「紙の教材」による家庭学習が主流であったと思われる。ここではその A 小学校での様子について、2020年10月から11月にかけて、現場の当該校の教員から聞き取った内容を受け、筆者の所感を含めて検討する。

まず、文部科学省から示されたガイドラインのうち、なぜ「紙の教材」を選択したのかに関しては、突然の決定であり、学校にとっての新たな手法、すなわち、テレビやインターネットを前提とした「オンライン学習」を導入する準備はできなかったとのこと。また、仮に紙以外の何れの形態を取るにしても、各家庭に一定の経済的負担を求めることになり、そうした新たな負担を財政的な裏付けなく学校として求めることは全く不可能であるとのことであった。要するに、各家庭の経済的な状況に左右されることで、教育の公平性が担保できないということである。ただ保護者からは、週1回程度の登校日とこの時に配布される家庭学習課題（「紙の教材」）に対し、その分量、指導方法、学力保障等々、さまざまな意見が継続的に出ていたということであった。

次に、そのようにして配布される「紙の教材」の内容はどのようなものであったのか尋ねた。配布した教

材における学習内容としては、基本的にそれは「復習」であり、この際、あえて新たな単元に進むことはできなかったとのこと。学校では予め定められた年間授業計画に基づいてカリキュラムは構成されており、それは当然ながら「対面」での実施を想定している。まして、今年2020年度は新学習指導要領の完全実施の初年度であり、数年かけて確定した年間計画の中で、急に変更を行うことは事実上不可能だったと思われる。こうしたことから、結果的に約3ヶ月にわたる休業期間中においては、新たな学習領域の指導は行えなかったと言えるだろう。

こうした前代未聞の緊急事態下において進められた措置について、現場教員としての所見を先に述べた聞き取りの機会に尋ねることとした。

平日の日中、本来ならば通学しているような時間に、学校としては、配布した家庭学習課題に取り組んでくれることを想定し、同時に期待もしているものの、実際のところ各家庭の状況はまちまちで、児童に常に寄り添って学習の過程を見守ることのできる家庭もあれば、見守り以前に（医療関係者など）そもそも家族の在宅すら叶わない家庭もあり、学びの実態はまさに千差万別であった。また児童によっては、学校の休業期間中でも塾に通うなど、学習機会もそれぞれ大きく差異が生まれることとなり、結果的に数ヶ月を経て学力格差が拡大したとのことである。そのほかには、年度替わりを挟んだことで児童間の人間関係の形成にも影響がおよび、再開後約半年経た現在でもその影響が完全には解消していないとのこと。また学校再開後、「再開」そのものに馴染めずに不登校に陥る児童が複数いる、とのことである。

こうしたことから、客観的には、緊急事態で止むを得ないとは言え、今回の学校休業をめぐって多くの弊害が潜在しているように思われる。

次に、今回求められた様々な形態での「遠隔授業」についてどのように考えるか尋ねた。これについては、そもそも小学校では非対面による遠隔授業はなじまないと思うとの答えであった。この間の初等・中等学校におけるアクティブラーニングに関する論議でも明らかになったように、そもそも小学校における教育は本質的にグループ活動や話し合いが基本であり、「アクティブラーニング」とされる学習の形態は早くから自明のものであった。学校教育では「初等・中等学校」と一括りにされることが多いが、「講義形式」という授業の形態が存在する中学や高校と比較して考えると、やはり、それぞれの学校段階において適切な方法論は異なるので、「オンライン学習」を含む遠隔授業の是非については、一概に判断できないとのことであった。

最後に、秋の遠足については春の遠足が休業に伴って中止になっていたもので、是非とも連れて行ってやり

たい、との教員・保護者のたつての希望で、最近実施したとのこと。ただ、3密の可能性のある「バス」での移動は不可ということで、結局文字通り「遠くまで歩いて行きました」とのことである。

4.2. 和歌山大学教育学部附属中学校の事例

ここでは、和歌山大学教育学部附属中学校において、2020年度の休業期間中実施された遠隔授業の取り組みに関し、主にメディア等に公表された情報とに基づき、さらに事実誤認等の無いよう当該校の教員の方に確認をしていただきながら、かつ著者の所感も交えつつ検証した。当該中学校では、3月2日の要請に基づいた休業の直後、3月3日にはオンラインによる授業を開始している。全1年生140人のうち、希望者を対象として、1コマ40分の授業を毎日2コマずつ実施した。内容的には各教科の既習事項の復習が中心で、主要5教科の他、体育や家庭科、音楽についても行われた。オンライン配信の方式としては、各教科の教員が学校の教室から授業を送信し、各生徒は自宅のタブレット端末で受講することになる。「同時双方向型のオンライン指導」のシステムは市販の「zoom[®]」であり、諸連絡については「google classroom[®]」を使用した。授業では通常の講義形式の他、在宅学習の状況を生かし、家で災害に直面した時にどう対処するか、実際に家庭内の防災関連グッズを確認させるような「防災教育」や、オンラインで生徒の歌声を集め、これを「合唱」の形に編集するような音楽授業、また、実験を録画し、細かな手順について繰り返し確認できるよう映像を共有する理科の授業など、オンラインならではの意欲的な授業が多く行われた。ここでの成果については既に複数のメディアにおいて大きく取り上げられているところでもあり、総括的な評価についても、おそらく今回のコロナ禍がひと段落した頃に取りまとめられるものと思われるので、詳細についてはこれを待つこととしたい。

ただ、そもそもこうした先進的なオンライン学習が可能となった背景としては、ある種の幸運もある。附属中学校においては、2019年度入学の新入生（2020年度の2年生）から、タブレット端末の使用を前提とした学校カリキュラムが導入されており、休業に至るまでのほぼ1年間は、タブレットに慣れ親しみ、オンライン授業につながるインターネットを経由した機器運用の訓練を重ねてきたという実績がある。したがってここにおいては、先にあげたA小学校のような緊急対応ではなく、結果論ではあるが、オンライン授業に移行するにあたっての環境が、幸運にも整っていたということが言えるのである。こうしたことから、校内的にも若干のズレが生じている。つまりこうした実践の恩恵を得られたのは、2019年度入学生についての話であって、2018年度入学生（3年生）や2020

年度入学生（1年生）については、休業期間中の対応は、基本的に先のA小学校同様、概ね既存の学習条件、すなわち分散による登校と、その機会を通じたプリントの配布、家庭学習の指示といった形態に頼らざるを得なかったということである。

結果的に、やはり緊急的に展開された、中学校での「オンライン授業」であったが、これも5月末、学校の再開をもって終了し、それ以後は通常の授業に戻っている。今回の取り組みを主導された情報教育担当の矢野充博教諭は「同じ授業ではあるが、オンライン授業では生徒も教員も違うスキルを学んだ。今後もオンラインの利点を取り入れ、通常の授業も充実させていきたい」としている。

4.3. 遠隔教育（オンライン授業）に対する大学生の声

和歌山大学では前期セメスター授業（第1及び第2クォーター）においては、緊急事態宣言の発出もあり原則的に遠隔授業であった。また後期においてもオンラインを継続する一方、授業内容並びに実施形態、さらに感染対策を詳細に精査した上で、衛生面でのコントロールを行いつつ一部対面授業も行われている。こうした状況に対し、「小学校や中学校は普通に授業を行なっているのに、大学はいつまでもオンラインで、もっと対面を増やすべき」との声も聞かれるが、そもその人数規模の問題や、行動範囲の大きさを考えれば、慎重な判断はやむを得ないところである。とは言え、2020年度の新入生（1年生）などの場合、年度当初から通学することができず、結果的にすべてのキャンパスライフが経験できていないことは、やはり大きな問題と言わざるを得ず、心のケアを含めた何らかの効果的な対応が必要と考える。こうした状況は現在、日本全体の、ひいては世界中の大学生が抱える大きな問題であり、これに関し各大学は現状把握のため、それぞれに独自のリサーチを進めている。調査データの中には既に一般に公開されているものもあり、さらにそれらを集約したウェブサイトも既に稼働している。

ここでは近畿圏内に所在するB大学での調査結果に基づき、今回のコロナ禍における遠隔授業の実態に関して検討することにする。この調査は2020年10月12日（月）から同18日（日）にかけて、大学におけるオンライン授業の総合的な効果検証を目的として、大学独自の調査システム（オンライン）を用いて行われたものであり、全学部学生5986名のうち2273名からの回答を得て（回答率38.0%）実施されたものである。

緊急事態宣言以降、B大学ではオンラインを前提とした授業の準備を始め、少数のオンライン環境を持たない学生に対しては、いわゆるポケット型のWIFI機器を貸与する形で2020年度の授業を開始した。新年度の授業では、対応への準備等もあり通常よりもやや

遅れて始まったものの、初等・中等学校に見られた「休業措置」によるカリキュラムの遅れは、（かたちの上では）さほど大きなものにはならなかった。ただ、実際のところ、年度当初においては学生教員双方に関係機器やシステム、さらにそれらを円滑に取り扱うためのスキルが間に合わず、文字通り「バタバタした」新年度の始まりとなった。ゴールデンウィークが過ぎ、小中学校でも再開の声が聞かれるようになった頃ようやく安定感が見えはじめ、夏までには学年歴に沿った前期授業を終了することができた。ただここにおいては、初めての試みを「走りながら考えながら」行なった経緯もあり、その評価は今後に向けて極めて重要なものである。

4.3.1. 「遠隔授業」は是か否か

前期授業終了後の10月なかば、大学では後期授業に向けた授業改善のための全学生を対象としたアンケートを行い、そのうち3割程度の回答を得ている。そこでの結果を見ながら、検討していきたい。まず、文部科学大臣による指摘もあった「対面の授業が十分に受けられない」という声や、「入学してから数えるほどしか、キャンパスに足を踏み入っていない」という新入生の「切実な」声は、実際のところこちらの大学ではどうなのか。全回答（100%）のうち、択一式回答によって「対面授業を増やして欲しい」と答えた学生は全体の30.4%、これに対し「遠隔授業を増やしてほしい」13.7%、「今ぐらいでちょうどいい」35.5%、「分からない」20.3%という結果であった。この時点で、少なくとも現在の遠隔授業の状況に対し明確に否定的意見を持っている学生は相対的に少数であるということがわかる。ただこれを学年別にクロスすると、「対面授業を増やして欲しい」と答えた学生の割合は、2020年度入学生（1年生）の場合38.8%と大きく増え、2年生以上の平均値25.4%に比して大きく増加する。これは先の文部科学大臣コメントにもあった「入学してから数えるほどしか、キャンパスに足を踏み入っていない」とする批判的意見が、あながち外れていないことを示している。ただ、その1年生でも、「遠隔授業を増やしてほしい」、ならびに「今ぐらいでちょうどいい」という遠隔授業に対する肯定的意見は、それぞれ10.3%、32.5%となっており、両者を合わせれば42.8%となつて否定的見解を上回る。つまり、多数意見としてはやはり「遠隔授業を望んでいる」と解釈できるのではないだろうか。さらに詳細に見ていきたい。

4.3.2. 遠隔授業における現実的な課題

自由記述において「あなたが遠隔授業を受ける際に困っていること（改善して欲しいこと）があれば教えてください。」という問いかけに対して、最も多かった指摘は「授業」に関するものである。

「zoom[®]」「teams[®]」「google classroom[®]」など、システム毎に方式が異なり、授業開始当初にはスキルの問題が大きく、提供する側にも、また受ける側にも一定のフォローが必要であったが、まさに「緊急事態」の状況の中でやはり課題として示されたかたちである。「画面が見えづらい」、「聞こえにくい」、「課題が多い」、「課題が少ない」、「フィードバックが得られない」等々、新しいシステムに対応し切れていない大学の様子が想像できる。次に多かった意見が、「受講環境」の問題である。そもそも遠隔授業を受講する学生の受講環境に関しては、使用している機器（複数回答）は「パソコン」が83.5%、「スマートフォン」が52.2%、「タブレット」については7.7%と少数であった。つまり、全体のうち約1割の学生については、遠隔授業を（恐らく）想定しないスマートフォンの小さな画面で授業を受けていることになる。そうしたことも相まって、授業に対する「見えづらい」「聞こえにくい」といった授業に対する指摘にもつながっているものと思われる。また、そうした端末の問題だけでなく受信回線にもそれぞれ差があり、回線速度の問題をはじめ、回線契約によってはパケット毎に料金が発生するものもあり、そこでの費用負担の問題なども指摘されている。こうした声に対して大学側は、大学内のコンピューター室を開放するなどの措置を取ってはいたが、逆にそうなると、そもそも遠隔授業を実施する意味が失われるのであり、なかなか解決は難しいことが想像される。

4.3.3. 今後の改善点について

逆に「あなたが対面授業を受ける際に困っていること（改善して欲しいこと）があれば教えてください。」という問いかけに対しては、授業に関する意見が相対的に少数であり、そこでの内容も「正直、対面でなければいけないのだろうか」とか「グループワークを避けてほしい」など、感染予防に関する懸念を訴えるものがほとんどであった。「感染症関連」として別にまとめられた回答も併せると、対面授業における懸念は概ね「感染への不安」と解釈できる。一方もうひとつ多かった声は、対面と遠隔が混在する事による弊害への声である。すなわち、担当教員の意向や授業形態によって、結果的に遠隔と対面が混在する形になり、オンライン授業の10分後には対面授業が行われ、それが終わるとまたオンライン授業が行われるなど、特に遠方から通学する学生にとって通学費用や移動時間、さらに機器や施設設備の面でも物理的にシミュレートしきれない、学生にとって不合理な状況が発生していた。

こうした一連の調査により、学生のうち特に入学間もない1年生にとっては、「大学生になった」実感を得られない誠に残念な半年であったことは確かである

が、一方で大学は、学生の生命・財産を守り、学びの機会を保障する立場として、拙速な対面授業への移行は、やはり時期尚早と言うべきであろう。

5. まとめと今後に向けた課題

遠隔授業に関しては、2018年度の和歌山大学教職大学院紀要「学校教育実践研究」において、拙稿「過小規模校における『集合学習』の取り組みに関する考察：大学による『地域支援学校プログラム』」としてまとめたことがある。ここで検討した内容は、山間の小規模校において同様な環境にある複数の学校が、カリキュラムによって合同学習（「集合学習」と呼ぶ）を行うことにより、少人数教育における弱点を克服しようとする試みに関する考察であった。そこでは「人口減」を主な原因として生起する少人数・小規模の問題を、「遠隔教育」の技術を用いることによって何とか乗り越えようとする僻地の学校の取り組みに焦点を当てて検討したが、今回の本稿においては、それとは全く異なった要因による必然性から、不可避的に「遠隔教育」を行わざるを得なくなった状況について検討を行った。その「遠隔教育」については、文部科学省から平成30年9月「遠隔教育の推進に向けた施策方針」、およびこれに合わせて「遠隔教育システム活用ガイドブック」も発刊されており、そうした意味で、今回の状況の有無にかかわらず、教育政策としての遠隔教育の方向性は既に明確であったということが出来る。

いっぽう、国際的には2002年、UNESCOから“*Open distance learning -trends, policy and strategy considerations*”と題された報告書が出されており、国際的にも遠隔教育の必要性・必然性が求められている。冒頭述べたように今回の報告は、緊急的な状況における覚書として、幾つかの現場レポートを中心に考察してきたものであるが、今後状況が一定落ち着いた折には、こうした種々の要素を含め改め、さらに検討を加えてみたい。

参考資料・引用資料

- ・文部科学省（2020、2、28）、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」
- ・文部科学省（2020、3、24）、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」
- ・文部科学省（2020、2、28）、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」
- ・文部科学省（2020、5、1）、「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」
- ・文部科学省（2020、4、17）、「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」

- ・岡崎 裕、橋本和輝 (2018)、「学校教育実践研究」において「過小規模校における『集合学習』の取り組みに関する考察：大学による『地域支援学校プログラム』」、和歌山大学教職大学院紀要、「学校教育実践研究」
- ・文部科学省 (2018)、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1409323.htm

- ・文部科学省 (2018)、「遠隔教育システム活用ガイドブック」
https://www.mext.go.jp/content/20200804-mxt_jogai02-100003178_024.pdf
- ・UNESCO (2002)、“*Open and distance learning -trends, policy and strategy considerations*”
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000128463/PDF/128463eng.pdf.multi>

